

令和 5 年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業
概要レポート(第 1 回) : EU へのハチミツを含む混合食品の輸出について



Eurovision & Associates

2023 年 8 月

目次

1	はじめに.....	1
2	ハチミツを含む混合食品の定義.....	1
3	ハチミツを含む混合食品の EU への輸出	1
3.1	ハチミツを含む混合食品の輸出に関する規定	1
3.1.1	EU によってハチミツ・ハチミツを含む混合食品の輸出が許可された第三国リスト	2
4	衛生面について	4
4.1	製品の輸出に必要な書類のリストと必要書類の更新	5
4.2	公的証明書 (Official Certificate)	5
4.3	自己宣誓書 (Private attestation)	6
5	結びに代えて.....	6

1 はじめに

EU による第 3 国からのハチミツやハチミツを含む食品の輸入をめぐる規制が厳しくなっている。その背景には、EU の最大仕入れ先である中国やトルコなどの域外国から輸入されているハチミツのほぼ 50%に米、小麦または甜菜から作られたシュガーシロップが混入しているという欧州委員会の調査結果に加え、英国から輸入されるほぼ全てのハチミツにおいて EU への出荷前に他国産ハチミツがブレンドされる不正が相次いで明らかになるなどの実態がある¹。

EU 域外国が畜産物や水産物を EU 市場に輸出するためには、国レベルで、対象の動物性食品の動物種が「薬理的活性物質、農薬、汚染物質の管理計画（Control plan）」の承認を受けており、EU 域内への輸出を許可された「第三国リスト」掲載国である必要がある。日本は、この EU による管理計画の承認を受けていないため、日本産のハチミツ、ハチミツが含まれる混合食品（Composite Products）を EU へ輸出することができないが、同管理計画が承認された第三国で生産されたハチミツを使用した混合食品であれば日本から EU へ輸出することができる。

EU は、規則（EC）178/2002 において食品に関する一般規則（General Food Law）を定め、EU の厳格な食品規制は、EU 域内で製造販売される食品のみならず、EU 域外で製造された食品にも適用されることとしている²。同原則を踏まえ、本レポートは、ハチミツ及びハチミツを含む食品を日本から EU へ輸出するにあたって遵守すべき規制を明らかにするものである。

2 ハチミツを含む混合食品の定義

EU は、植物由来の製品（Products of Plant Origin）と動物由来の加工製品（Processed Products of Animal Origin）の両方を含む食品を混合食品と定義し、独自の規制を設けている³。前述の通り、日本は、ハチミツの製造に関し、上述の管理計画の承認はを受けていないが、EU または「管理計画」承認済みの第三国で製造されたハチミツを「混合食品」の原材料として使用する場合は、日本から EU へ輸出することが可能である。

「混合食品」を製造する施設自体は認定を必要としないが、含まれる動物性加工済原料を製造する施設は「EU 認定施設」でなければならない。食品における動物性加工済原料の割合によって免除されることはなく、1%でも含まれていれば、「EU 認定施設」由来の原料を使用する必要がある。

なお、混合食品に使用される動物由来の製品がハチミツのみの場合で、かつ、そのハチミツが、天然ハチミツである場合、その天然ハチミツは上述の動物由来の加工製品と定義されないため、混合食品に分類されない⁴。

3 ハチミツを含む混合食品の EU への輸出

3.1 ハチミツを含む混合食品の輸出に関する規定

規則（EU）2017/625 の第 127 条に基づき、欧州委員会は、特定の製品の EU への輸入を許可する第三国のリストを実施規則で定める権限を有している。これを法的根拠として欧州委員会は、実施規則 2021/405 を 2021 年 3 月から適用開始した⁵。実施規則（EU）2021/405 は、農産物ごとに EU による輸出許可を受けた

¹ https://food.ec.europa.eu/safety/eu-agri-food-fraud-network/eu-coordinated-actions/honey-2021-2022_en

² <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02002R0178-20240701>

³ https://food.ec.europa.eu/horizontal-topics/international-affairs/eu-entry-conditions/composite-products_en

⁴ https://food.ec.europa.eu/system/files/2023-11/ia_ic_composite-prods_qandas.pdf

⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02017R0625-20220128>

第三国が記載されている。ハチミツの輸出に関しては、同規則 21 条において、決定 2011/163/EU に記載されているリストに記載されている第三国からのみ許可している⁶。

また、規則（EU）2017/625 を補完する委任規則（EU）2022/2292 第 6 条 1 項と第 7 条によれば、混合食品の輸出にあたり、使用される殺虫剤などの薬品や農薬の残留量や使用量などの管理計画（Control Plan）を EU が承認した第三国からのみ製品を輸出することができる⁷。但し、同規則の第 8 条の通り、混合食品の原材料に使用される動物由来の加工品が、管理計画の承認された第三国で生産されたものを使用する場合、上述の第 7 条の規定は適用除外となる⁸。

これを受けて、実施規則（EU）2021/405 は、2022 年 11 月に施行された実施規則（EU）2022/2293 により改正され、ハチミツの管理計画の承認国のリストが、同規則に統合されることとなった。EU への輸出が承認されている第三国のリストについても見直されており、リストに記載されている国は現時点で 52 カ国から 53 カ国に増加した⁹。

3.1.1 EU によってハチミツ・ハチミツを含む混合食品の輸出が許可された第三国リスト

実施規則（EU）2022/2293 の第 1 条(9)にて定められている欧州委員会が承認した第三国リストを基に、各承認国の具体的な施設の情報が EU の Web 上で随時公開されている。下表は、現在承認されている第三国の施設とハチミツを含む混合食品の EU への輸出が承認された国である。日本からハチミツ・ハチミツを含む混合食品を輸出する場合、以下表の国及び施設で生産されたハチミツを使用する必要がある。尚、施設名については国ごとに承認されている施設数が異なり、中には、50 施設を超える国もあるため、下表では、各国最大で 5 施設まで記載している。すべての施設が、こちらの[リンク](#)で確認できる。なお、EU が認定した施設は現在、更新中であり、本レポートでは 8 月 16 日時点での情報を記載している。

- EU によって管理計画が承認された国とその施設名¹⁰（2024 年 8 月 16 日時点）

国	施設名
ボスニアヘルツェゴビナ	Malak Invest d.o.o.
	PR Faladžić
	beeJapa d.o.o.
ブラジル	APIS NATIVA AGROINDUSTRIAL EXPORTADORA LTDA
	Cooperativa Nacional de Apicultura Ltda
	ESSENCIALE LTDA – EPP
	MELBRAS IMPORTADORA E EXPORTADORA AGROINDÚSTRIA LTDA
カナダ	Factors Group Of Nutritional Companies Inc.

⁶ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021R0405>

⁷ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R2292>

⁸ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R2292>

⁹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R2293>

¹⁰ https://webgate.ec.europa.eu/tracesnt/directory/listing/establishment/publication/index#!/search?classificationSectionId=HONEY_AND_OTHER_APICULTURE&classificationSectionChapter=food

	Factors Laboratories Ltd.
エルサルバドル	ACOPIDECHA
	Agroindustrias Moreno
	Exportadora Agroindustrial Liebes S. A. de C. V.
	Exportadora Agroindustrial Liebes S. A de C. V.
	Exportadora Elohim S. A. de C. V.
グアテマラ	COMERCIAL AGRICOLA POVAS
	COOPERATIVA INTEGRAL DE PRODUCCIÓN APICULTORES DE CUILCO R. L.
	COPIASURO R.L
	COPICHAJULENSE RL
	Cooperativa de Apicultores de Petén R.L.
インド	Indocan Honey Pvt Limited
	M/s Allied Natural Product
	M/s Apis India Limited
	M/s Hi Tech Natural Products (India) limited
	M/s Kejriwal Bee Care India Pvt. Ltd.
ニカラグア	AUGUSTO GARCIA ARANCIVIA
	Ingemann Food Nicaragua S.A.
	Union de Cooperativas Agropecuarias del Sauce (UCASA R.L.)
	Union de Cooperativas de Servicios Agropecuarios Tierra Nueva
ロシア	Fabrika Napitkov" LLC
	GC RoKo DV" LLC
	Russian Exports", Co.LTD
	Trade House Voyal" Limited Liability Company
	Altay Beekeepers Cooperative Ltd
タンザニア	CENTRAL PARK BEES LIMITED
	Fidahussein & Co
	GRAND BOTANICALS LTD.
	House Of Mathees
トルコ	ALTIPARMAK GIDA SAN.VE TIC.A.S.
	Ali Baba Gıda Pazarlama Ekrem KUCUKARABACI
	Altınpetek Besin Üretim San. Tic. Ltd. Şti.
	Anadolu Bal Birlik Gıda San. ve Tic. A.Ş.
	Anzer Balevi Gıda Nakliyat Sanayi ve Ticaret Limited Şirketi
ウクライナ	Medovyj Krai LTD
ウルグアイ	COOPERATIVA AGRARIA PUEBLO APICOLA

	Helmut Lorenz
	Jose Cristofalo Srl
	MEGAFOX S.A.
	Mauricio Fabian Grajales Bermudez
ベトナム	BAN ME THUOT HONEYBEE JOINT STOCK COMPANY
	Bao Nguyen Honeybee Co.,Ltd
	Bee Honey Corporation of HoChi Minh City
	DAISY HONEY BEE JSC
	DAK NGUYEN HONG EXPLOITATION OF HONEY COMPANY LIMITED TA

- 上記以外の EU によって管理計画が承認された国¹¹

アンドラ、アラブ首長国連邦、アルメニア、アルゼンチン、オーストラリア、ブルキナファソ、ベニン、ベラルーシ、スイス、チリ、カメルーン、中国、キューバ、ドミニカ共和国、エチオピア、イギリス、ジョージア、グアテマラ、イスラエル、マン島、ジャマイカ、モルドバ、モンテネグロ、マダガスカル、北マケドニア、ミャンマー、メキシコ、ニューカレドニア、ニュージーランド、ピトケアン諸島、セルビア、ルワンダ、サンマリノ、トーゴ、タイ、台湾、ウガンダ、アメリカ、ウォリス・フツナ、ザンビア

また、欧州委員会は、委任規則（EU）2022/2292 の第 8 条 2 項及び第 20 条 2 項において、認定施設リストの作成が完了するまでの間、EU が承認した第三国で製造された製品を使用している混合食品は、混合食品の種類によっては、衛生条件を満たしていることが必須であるものの、原則として EU への輸出が許可されている¹²。この内容については、同規則を改正する委任規則（EU）2023/2652 第 4 条にて補完されており、2024 年 11 月 28 日まで、認定施設リストに掲載されていない施設からも EU に向けて輸出することが可能である、としている¹³。但し、この場合、対象の混合食品に使用されているハチミツが、管理計画が承認された第三国産のものである旨を、対象の食品の輸出の際に明記しなければならない¹⁴。

4 衛生面について

混合食品の衛生面に関しては、2020 年 1 月に施行された委任規則（EU）2020/692 において規定されている。同規則の第 3 条(b) (c)は、混合食品が EU に入域するにあたり、定められた衛生要件を満たすことを証明する衛生証明書の提出を規定している¹⁵。また、同規則 162 条では、混合食品に使用される卵、肉、ミルクなどの具体的な動物由来の加工製品に関する衛生条件については規定されているものの、混合食品に使用される動物由来の加工製品としてのハチミツに関する規定については記載されていないため、ハチミツを含む混合食品は、同規則の適用対象外となる。

¹¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R2293>

¹² <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02022R2292-20231218>

¹³ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202302652

¹⁴ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02022R2292-20231218>

¹⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020R0692>

4.1 製品の輸出に必要な書類のリストと必要書類の更新

規則(EU)2017/625 は、第 9 条において、管轄当局は、食品の安全性、完全性、健全性、飼料の安全性、動物の健康、アニマルウェルフェア、植物の健康、または遺伝子組み換え作物や植物保護製品、環境に悪影響を及ぼす可能性のある製品について、プロセス、材料、物質の使用に関連する特定されたリスクを考慮し、リスクベースかつ適切な頻度で、すべての事業者に対して定期的に公的管理を実施しなければならない、としている¹⁶。上述の規則を補完するにあたり、委任規則(EU) 2022/2292 の 第 20 条から第 22 条を根拠に、混合食品を EU に輸出するにあたり、上述の公的管理を実施する上で、公的証明書 (Official Certificate) もしくは自己宣誓書 (Private Attestation) を管轄当局に提出する必要がある¹⁷。事業者は、公的証明書や自己宣誓書を含む以下の文書¹⁸を EU のオンライン輸出プラットフォームの TRACES NT 上で共通衛生入域文書 (Common Health Certificate) とともに提出するよう規定している。以下では、特に公的証明書と自己宣誓書について詳述する。

通関申告書 (SAD : Single Administrative Document)
パッキングリスト
インボイス (商業送り状)
パッキングリスト (包装明細書: P/L)
価格申告書 (Customs Value Declaration)
船荷証券 (Bill of Lading : B/L) / 航空運送状 (Air Waybill : AWB)
共通衛生入域文書 (CHED-P)
公的証明書
自己宣誓書

4.2 公的証明書 (Official Certificate)

委任規則 (EU) 2022/2292 の第 21 条では、混合食品の輸出にあたり、公的証明書を管轄当局に提出することを規定している¹⁹。これを補完する形で、2020 年 12 月に、実施規則 (EU) 2020/2235 が施行開始となった。同規則の第 28 条では、混合食品の EU への入国に関する公的証明書を規定しており、公的証明書のテンプレートを確認することができる。同テンプレートの最新版は、2024 年 7 月に施行された実施規則 (EU) 2024/1874 の付属文書 (1)(c)にてアクセスが可能である²⁰。公的証明書が必要な混合食品の分類は以下の通り。

- 温度管理が必要な混合食品
- 温度管理が不要、かつ、原材料に肉製品 (エキス含む) を含む混合食品

日本からハチミツを含む混合食品を輸出する場合、輸出検疫証明書が公的証明書に該当するものとなる²¹。同書類を農林水産省動物検疫所に申請後、EU の輸出条件を満たしていることが確認されると、上述の EU のテンプレ

¹⁶ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02017R0625-20220128>

¹⁷ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02022R2292-20231218>

¹⁸ https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/foods/exportguide/composite_products.html

¹⁹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02022R2292-20231218>

²⁰ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202401874

²¹ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_ousyu-84.pdf

レートに基づいた輸出検疫証明書が発行される²²。ハチミツを使用する混合食品については、原料として用いられるハチミツの原産国が輸出条件を満たすことを証明する証明書も入手する必要がある。

- 混合食品説明書 ([リンク](#)よりダウンロード可能、リンク先別紙様式 1 を参照)
- インボイスとパッキングリスト、船荷証券 (BL) /航空貨物運送状のコピー
- 製品仕様書
- 輸出要件を満たすことを証明する書類
- 使用する同ハチミツが EU への輸出条件を満たしていることを証明する証明書 (使用するハチミツの原産国が発行)

4.3 自己宣誓書 (Private attestation)

委任規則 (EU) 2022/2292 の第 22 条第 1 項では、特定の混合食品の輸出にあたり、特定の混合食品に対して自己宣誓書を管轄当局に提出することを規定している²³。同規則 第 2 項では、国境での管理が免除されている場合は、製品の上市のタイミングで同宣誓書を添付することが許可されている²⁴。自己宣誓書は、輸入食品事業者によって作成・署名されなければならないと、同規則第 2 条 (9) にて明記されている²⁵。自己宣誓書については、実施規則 (EU) 2020/2235 第 33 条に規定されており、最新版の自己宣誓書フォーマットは、実施規則 (EU) 2023/2744 の付属資料第 53 章(3)よりアクセスが可能である²⁶。自己宣誓書が必要な混合食品は以下の通り。

- 温度管理が不要かつ原材料として肉製品 (エキス含む) を含まない混合食品

5 結びに代えて

ハチミツを含む混合食品の輸出に関して、EU は厳しい規制を設けており、特に、混合食品に使用されるハチミツは EU が指定する製造業者が製造するものを使用しなければならない。現在 EU がアップデートしているリストには、13 カ国の合計 150 以上の施設が登録されているが、今後、登録施設の数はいさらに増えるものと考えられる。今後、ハチミツを用いた混合食品に対しては、規制内容の厳格化を基調としながら、規制内容の変更が頻発する可能性もあるため、引き続き、EU の動向については細心の注意を払う必要がある。

以上

²² https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_ousyu-84.pdf

²³ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02022R2292-20231218>

²⁴ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02022R2292-20231218>

²⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02022R2292-20231218>

²⁶ http://publications.europa.eu/resource/cellar/9540f4ab-9b38-11ee-b164-01aa75ed71a1.0006.01/DOC_1